

經濟論叢

第108卷 第3・4号

-
- アダム・スミスの『哲学小論集』について……出口 勇 蔵 1
- 企業成長に関する覚書……田 杉 競 21
- 第1次大戦後ドイツにおける国家
コンツェルンの形成と産業再編成……芦 田 亘 37
- 国家カルテルと労働力統制……成 瀬 龍 夫 58
- 資本配分と外部利子率の有効性……薄 井 義 信 78
-

昭和46年9・10月

京都大學經濟學會

第1次大戦後ドイツにおける国家 コンツェルンの形成と産業再編成

芦 田 亘

はじめに

国家独占資本主義の分析においては、個々の論者によってその中心に位置づけられるにしろそうでないにしろ、国有化と国有企業の存在・拡大は今なお無視しえない重要な問題である。小論は、特に国有企業を産業再編成の拠点としての役割において考察しようとする1つの試みであるが、この視角から国有化問題に接近する理由は次のとおりである。従来、国有化の契機に関する論争においては、基本矛盾の漸次的克服・私的所有の克服に国有化の契機をもとめて、「社会化」＝国有化による独占資本の制約を主張する「社会化」論的な国有化論の立場や、これに反対して、独占利潤率の低落の阻止と独占利潤の保障に国有化の基本的契機をもとめたり¹⁾、あるいは、独占と全般的危機の段階における国内・国際的な不均等発展から生ずる衰退産業（社会的総資本の採算的低層領域²⁾）の、全経済過程の統制・調整過程のための国有化の側面が明らかにされて来た。また、現代の国有企業の運動の特徴をなす企業の「自主化」「合理化」の法則を解明する点において、従来の公企業論は、個別資本的な観点と経営学的な範疇でもって、「企業に内生的な合理化要請」として「自主化」をとらえ、「自主化」と「社会化」の矛盾の運動が国有企業の運動法則であるとして来たと言えよう³⁾。

ところで、現代の国有企業を見ていく場合、それが提起している問題は、こ

1) 手島正毅「日本国家独占資本主義論」昭和41年、特に72頁、76-77頁。

2) 寺尾晃洋「独立採算制批判」昭和40年、35頁。

3) 例えば山城草「公企業」昭和25年。

これらの従来の国有企業論の枠を1歩でるものであり、産業再編成の拠点としての国有化・国有企業の役割からの接近が必要であると考え。例えば、現代の原子力開発等における国家活動は、投資規模の巨大性と危険負担の転嫁とによる先端部門の国有化という従来の視角では抱えられない。1国のエネルギー供給構造全体、全産業の再編—「合理化」にかかわる重大な問題を含んでいる。国有化のこの役割では、すでに第1次大戦中から戦後にかけてのドイツにおける原料資源部門での国有化(国家コンツェルンの形成)と国有企業の運動がそれをもっとも典型的に示しているのであり、この分析が国有化の現代的側面に対する一つの理論的基礎を提供しうると考えられる。以上の理由から、小論では、ドイツの第1次大戦中と大戦後の時期(インフレ期)に限定し、新しい型(私法上の株式会社形態で「自主化」された国家コンツェルン)の国有企業の発生を、国民経済の再編成=「合理化」過程に位置づけ、その拠点としてとらえなおす試みを行なったのである。特に、大戦時の新しい型の国有企業(アルミニウム、窒素兩部門)の発生から戦後のその発展と、それが電力、鉄鋼の部門に波及し、そこでの古い公企業の企業形態の転換(「自主化」「合理化」)の過程が、産業再編、特に原料資源部門の再編成を進めていったことを考察したい。なお、財政危機と国有企業の「合理化」「自主化」との関連、金融資本の国際的競争(特に大戦後ドイツに対する連合国の「財政・経済管理の体制」⁴⁾とドイツ金融資本の復活政策との対抗)と産業再編、国有化の関連などについては、今後の課題としつつ、ここでは関係するかぎり指摘するにとどめた。

I 戦争経済と国家コンツェルンの基盤形成

「国家と経済との強度の近接を作用させたところの戦争においてはじめて、新しい組織形態の最初の徴候が確認しうる。そして、古い公企業においてまず変換がおこったのではなくて、多くの新しい戦争経済の組織から我々の見るよ

⁴⁾ R. G. Quaats und M. Spahn, *Deutschland unter Militär-, Finanz- und Wirtschaftskontrolle*, 1925, S. 94.

うな、偶然的な理由で私経済的に導き出されて、帝国の手に引き渡された一連の企業が結晶していったのである。この最初の偶然的な一歩から、特有の必然的な論理でもって、国家資本主義的な企業への方向の経済的な傾向が展開していった。」(Guggenheim, *Der deutsche reichseigene Industriekonzern*, 1925, S. 4-5.)

ところで、第1次大戦前のドイツには、鉱山業・電力(黒炭火力発電)を中心に「古い公企業」(国・州・自治体の「国家営業」)が多数存在していた。すでに戦前(帝国主義への転換の20世紀初頭以来)、経済的社会的諸矛盾の激化とそれに対する国家の諸政策の対応の必要から、種々の財政改革による財政の中央集権化が進められ、それを通じて地方財政が窮迫し、州・自治体の公営企業の「経済性」が要請され、公営企業の経営形態の転換・「合理化」が主に電力部門を中心に論争された。これが帝国主義への転換期における「電力国有化」論争である(S. P. D.のシュベックハルト⁵⁾にみられるように、この論争が戦後の「社会化」論争へと発展していく)。この論争が「古い公企業」の転換によって現実化するのではなく、戦時においてはじめて新しい国有企業の他の要因からの出現を通じて現実化していることをまず重視する必要があると思われる。

第1次世界大戦の開戦とともに帝国主義諸国との全面的な競争に突入したドイツ金融資本は、立遅れを示す原料・労働力・食糧・戦費という4大基本問題を、絶対的な権力をもつ国家の補助の下に自己の組織性を高めることで解決せざるを得なかった。自己の組織性を高める上で重要な一環をなしたものの一つが、私経済組織と国家組織との融合、特にここで扱うラーテナウが主導した戦時原料課及其その下の原料統制の戦争会社とアルミニウム等での新しい国有企業である。これら諸会社は、国・州の国家とならんで、私的企業も参与する私法上の企業(A・G・G.m.b.H)として、戦争の進行とともにますます多くの工業部門に発生し、「増大する独占力」をもつ「当該工業グループの特有の種類の混合経済的自治機関」⁶⁾となっていったのである。この過程を通じて、一方で官

5) ヨングハウス「独逸電気経済に於ける国営の問題」(本田益一編)、電気協会、昭和14年、28-37頁; H. Speckhardt, *Zur Sozialisierung der Elektrizitätswirtschaft*, 1919.

僚主義的絶対主義的な国家機構の内に、それとは異質のもの＝「全てのことに對する私経済的な把握と処置」⁷⁾が侵入することとなり、他方でドイツ金融資本が死命を制する原料問題の解決に際して原料関連産業部門の再編と「合理化」を行なう拠点、及びそのことによって「経済戦争」を遂行する対外的競争手段を手に入れることとなった。同時にこの過程は、私的独占資本相互の激しい競争を通じ、かつ、それを強める中で進行したのである。軍最高指導部、カイザー側近と結びついた石炭鉄鋼独占資本グループは、重工業のための完全軍事化を狙うヒンデンブルグ計画の下で設立された石炭・鉄の管理部門を掌握し、それを手段として独占的支配の強化をねらった⁸⁾。他方、中央政府の内務省、宰相と結びついていたと言われる電機化学独占資本家層は、戦時原料課を中心に戦争諸会社に主な影響力を握っていた⁹⁾。特に銅輸入に依存していた電機工業の独占資本家は、銅の代替品としてのアルミニウム生産を原料課の下に押し進め、また、電機化学工業の独占資本家は国家の支持による窒素部門の拡大をねらいとしていた。このアルミニウム・窒素の生産拡大は、安い電力供給の要求を通じて、「石炭(黒炭)―電力」を1つの支配基盤にする石炭鉄鋼独占資本家グループの独占的支配と抵触するものとして展開されていくのである。この中で開戦直前(1913年)に、原料・生産力についての国家の統計記帳が完全に不十分であることをラーテナウは陳述していたが¹⁰⁾、開戦とともにエネルギー、軽金属等の工業原料基盤での対外的競争力の弱さを露呈することになり、急速に統計記帳の組織と原料の国家統制の組織(戦時原料課の下に原料各部門に設けられた戦争会社)が私企業の主導の下に建設されていった。統制と調達、資金援助の手段ではこの課題を克服しえず、私企業の生産拡大の促進政策の延長から生産拡大のための国有株式会社建設に発展せざるをえなかったことが、この場

⑥ Hans Staudinger, *Der Staat als Unternehmer*, 1932, S. 36.

⑦ J. Kuczynski, *Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus*, Bd. 14, S. 202.

⑧ Alfred Schröter, *Krieg-Staat-Monopole 1914-1918*, S. 149.

⑨ *Ebenda*, S. 149.

⑩ W. Rathenau, Deutschlands Rohstoffversorgung, in *Gesammelte Schriften*, Bd. 5, SS. 23-58. [c. 1925.]

合特に重視されなければならない。この過程が最も顕著にあらわれたものこそ、原料エネルギー部門で質的に重要な位置を占めたアルミニウム、窒素、電力の部門であり、これへの戦時中の国家の直接参与を中心にして、戦後には国家コンツェルンの形成が行なわれていったのである。

すでに1913年にドイツ金融資本の課題を担い、かつ電機化学独占資本家層の利害を代表したラーテナウは、戦争準備と関連しつつ、窒素原料(爆薬と農業肥料の原料として)の補給につき、化学工業界の能力の許す範囲での化学工場新設を認めることが必要であると要請している¹⁰⁾。戦前ドイツの窒素消費23万吨(1913)は、主に輸入チリ硝石と硫酸アンモニアから生産され(それぞれ11.5万t, 10万t)、電気化学工業による合成窒素製造は1.5屯を占めるにすぎなかった¹¹⁾。そして、硫酸アンモニアは、石炭産業でのコークス、ガス製造の副産物として生産され、石炭鉄鋼独占資本の市場支配と緊密に関連しあっていた。他方、合成窒素製造の1つである石灰窒素生産は、その製造過程において龐大な電力を必要とし、コストに占める電力費の割合が高い(約30%)ことから、石灰窒素製造の国家的促進策は、必然的に褐炭、水力による安価な大量の電力製造の方向への電力産業の転換、「合理化」へと波及せざるを得ず、前記独占資本家層の基礎をゆるがすものであった。このような構造を再編する方向を切開いたものこそ帝国主義戦争であり、国家機構がその強力な手段となったのである。即ち開戦により爆薬製造のための窒素の軍需が急増し、他方でチリ硝石輸入の途絶と、軍需でもってつぐなえない鉄輸出の急速な低下に起因するコークス生産の縮小、同時にその副産物アンモニア生産の減少が起きている。これに加えて、主にユンカー層の利害から、穀物輸入の減少、食糧需要の急増に起因して、農業肥料に対する需要増大が生じた。この中で、窒素原料の問題が、単なる貯蔵・配給統制政策、独占資本への財政援助政策の手段では解決しえない問題となり、窒素製造部門の再編の方向での生産の拡大と「合理化」が必要となっていたのである。ここから、国家の権力を背景にして、私的独占資本が主導する合成

10) G. Günther, *Die deutsche Rohaluminiumindustrie*, 1931, S. 18.

窒素工業の促進政策が押し進められていった。

この合成窒素生産は、戦前、窒素肥料 AG (クナップサック工場)、バイエリッシュ窒素企業 AG (トロストベルク工場)、B. A. S. F. (オッパウ工場) の3会社が行なっていた。この B. A. S. F. は、化学工業の2大利益共同体の一方の中心をなし、すでに、合成窒素生産の拡大を国家政策とすることを要求していたのである。帝国の「増産要請」が出るに及んで、B. A. S. F. と窒素肥料 AG はそれに積極的に応え、国家との販売契約を結び、自己の危険負担とそのひきかえとしての国家の補助金、貸与をもって工場の拡張を行なっていった。(窒素肥料 AG は、当時設立中であったグロス・カイナ新工場と上記のクナップサック工場の合成窒素製造の特許所有者が B. A. S. F. であったことからである)。他方、ドイツ銀行の系列に入っているバイエリッシュ窒素 AG は、褐炭電力によるコスト高によって終戦後の収益が保証されないことから、15年間の国家の販売保証を要求し、補助金・貸与による契約のみを主張する国側と対立したのである。しかし、ドイツ銀行のヘルフェリッヒが大蔵大臣になるに及んで(1915年)、この対立は解決し、契約が締結されている。この契約により、バイエリッシュ AG が、褐炭と結合する土地2ヶ所を調達し(中ドイツとオーバーンシュレーゼンのヒェルゾウ)、ここに国の資本投下で2工場(石炭窒素製造)が設立された。同会社は、報酬と利益参加を得て25年間の経営を担当することになっている。更に、ジューメンスとともに電機工業を2分する A. E. G. (ラーテナウ会長) が、このピーステリッツ工場への褐炭火力発電による龐大な電力供給の利権を獲得しており、A. E. G. はこれを契機にエレクトロ・ヴェルケ AG の設立と経営安定を行なっていった。この契約は、当会社を資本系統におくドイツ銀行の金融資本の傑作であると言えよう。この帝国と私的資本とのからみ合いの具体的な展開の中に、戦後の国有企業への結晶が株式会社形態において行なわれる原因がみとめられるとともに、この過程の中にすでに「窒素→電力→褐炭」の方向での産業再編成という経済政策の発展が跡づけられるのである。

アルミニウム部門では、戦前から世界市場で独占的地位を占めていた窒素部

門と違い、戦前には外国系企業1社（スイスの代理会社）が存在するだけであった。アルミの世界生産は、スイス、アメリカ、フランス等の少数の会社が独占し、ドイツは、スイス、フランスの独占企業の市場支配の下に、世界のアルミニウム市場での最大消費国（1912年27%）であった。1901年には「国際アルミニウム・シンジケート」が成立して独占価格（ドイツ国内：2.25～3.25 M per 1 kg）¹²⁾が維持され、企業新設が禁止されていたが、1908年にはシンジケートが解体し、激しい国際的競争の展開の中で技術革新と価格低下が生じ（ドイツ国内：1.60～1.80 M per 1 kg）¹³⁾、ドイツ国内での自生的なアルミニウム産業の出現は不可能であったのである。しかし、戦争が「ドイツにとって独自の原アルミニウム工業の創始者となった」¹⁴⁾。輸入に全面的に依存する点、重要な工業原料であることから、銅とアルミニウムは、他のどの軽金属よりも決定的にドイツ独占資本の経済的基盤・競争力、特にそれに依存する電機独占資本の支配力を左右するものであったと言われる。1913年にはすでに輸入減少が起り、アルミ消費の減退を導びかざるを得なかったが、開戦により全面的な輸入停止に直面した。他方で、銅等の軽金属の代替として、かつ軍需生産（飛行機、ツェペリン、モーター等）からのアルミニウム需要が急増し、国家と金融資本、特に電機独占資本との融合において、戦時原料課を中心にアルミニウム産業の開発がとりくまれることになったのである。まず当初原料課とその下の戦時金属 AG を通じて、国はメタルバンク・メタルウルギッセン会社と化学製作所グリースハイム・エレクトーンとの販売契約を結び、見返りとして後者の所有地（ピッターフェルト）に両会社が共同でアルミニウム工場を建設することになった。更に第2契約ではホレムとルムメルスブルクに2工場（1916年）を建設した。この段階では国の資金援助、販売保証によって私企業の工場建設がすすめられたのである。更に、これでも工業原料としての需要と軍需の増大に対応しえず、かつ産業政策上から「アルミニウム生産が将来の平和時において重要な役割を果たす

12) *Ebenda*, SS. 14-16.

13) *Ebenda*, S. 17.

ことが認識され¹⁴⁾て、生産促進策は新たな展開を見ることとなった。まずアルミニウム生産の統轄が戦時原料課から大蔵省に移され、大蔵省を通じて国が直接企業参与を行なっていったのである。大蔵省は、電力供給の面からの R. W. E (黒炭火力発電の独占的企業・シュティンネスの支配：後述) とともに、アルミ生産技術を保有するギオリニ兄弟会社を抱え込み、三者参与でエルフトヴェルク AG を設立した。

三者は各々3百万Mの株式資本金を出資し、国は更に6百万Mの一般株と44百万Mの貸付保証を与えた。次いでラウタ大工場を設立しつつ、前記のピッターフェルト、ホレム、ルムメルスブルクの3工場をこれに結合させていった。更にこの3工場設立時の前記の第1次契約を更新して3工場を、ラウタと同時に設立を見た合同アルミニウム工場 AG (以下 V. A. W.) に移譲させ、メタルバンクとグリースハイムの両会社は代償として株式を受けとり V. A. W. に参与する形となった(大蔵省50%, 2会社各25%)。ここに国が株式保有と経営管理に参与する私法上の株式会社を設立し、その下で工場の拡張、新設を進めていく方向がとられたのである。原料課から大蔵省へ、かつ資金援助・貸与から株式参与への展開の契機には、上記の戦後を考慮したドイツ金融資本の産業構造政策があるのみでなく、戦費調達からくる財政危機の深まりが横たわっていた。特に V. A. W. は、次々に発電、礮上、電極、アルミの諸工場を設立し、一貫生産を行なう企業に拡大していったのである。

ところで上記アルミ生産は、その化学的な製造工程において大量の電力を消費することから、黒炭発電よりも褐炭火力発電へ結合してゆき更には水力発電との結合へ進まざるをえなかった。例えば、V. A. W. は、アルミ生産に対してその電気機械、電力供給における結びつきを志向する A. E. G とジーメンスとともに、水力発電とアルミ生産を結合するインヴェルク・バイエリッジェ・アルミニウム AG を設立していったのである。

14) Felix Guggenheim, *Der deutsche reichseigene Industriekonzern*, 1925, Züricher volkswirtschaftliche Forschungen, H. 4, S. 18.

電気事業について述べれば、戦前の国と州政府は、市町村自治体における「古い公企業」としての混合経済的電気企業の発展とは逆に、電気経済への参与に対して抑制的な態度を示し、これら自治体公有企業の「合理化」と統合は、国有化による集中をめぐる当時の「電気経済国有化論争」にもかかわらず具体的政策として実を結ばなかったのである。発送電事業を中心とするKonzernの R. W. E. は自治体の参与を基に（その半封建的な特権 *Wegrecht* を競争手段として）発展したが、国・州に株式参与を要請して拒否されている。それがアルミニウム・窒素及び軍需工場への電力供給を契機にして安価な大量の大電力供給を確保する政策に移行し、上記インヴェルク AG に見られるように電気経済への国の積極的参与へと転換していったのである。ところで従来・発送電事業は新供給地域の開拓、僻地の地方への供給・照明及工業用の電力供給が中心であった（1909年照明用49%、動力源用51%）¹⁹⁾。ところが、戦時において動力用電力消費はもちろん電気化学工業の飛躍的拡大を契機に直接生産過程と結合した大電力供給が要請され、その場合にコストに占める電力費の割合が高いことから電力供給の「経済化」「安定化」が主張されてきた。戦前の中心であったのは黒炭による火力発電であるが、この構造が石炭鉄鋼独占資本家層の支配体制の一環となっていたことは、例えば、その代表格たるシュティンネスの支配する R. W. E. がルール石炭と緊密に結合していたことのうちに端的に示されている。この黒炭は、坑採掘・坑内労働を特徴とし相対的に高い発電費用を必要としていた。ところが褐炭採掘は露天掘りであることから多様な機械の使用と低賃金による「合理化」を行なう可能性が大きく、火力発電用の炭価を黒炭に比して相対的に低くしえたのである。特にアルミニウム、窒素両工業が戦時のみならず平時においても産業上重要な原料資源上の位置を占めつつあることから、国の下にアルミ・窒素生産への電力供給契約を通じて褐炭発電が奨励され発展することになったのである。この中で A. E. G. は、アルミ工場への電力供給契約をもとにエレクトロヴェルク AG を設立したのであり、こ

19) H. Speckhardt, *a. a. O.*, S. 19.

の会社は近代化された褐炭採掘と近代的な発電設備で発電を行なった。更に国はこの会社を「競争の宣告という威嚇手段」¹⁰⁾により買収して株式参与していったのである(この背景には、電機化学、石炭鉄鋼の両独占家層の電力をめぐる複雑な競争と、金融資本総体の政策がからんでいたのである)。また先の R. W. E. では、参与自治体の増大とその影響力の拡大から戦費調達等による財政窮迫に起因する高収益性・低価格要求が内部から強まったことも関連し、また、前述のエルフトヴェルク AG への参与と電力供給を通じて褐炭発電の要請を受ける中で国の膨大な信用を得つつコルデンベルクヴェルクの拡張(褐炭採掘)を行ない、褐炭発電への傾斜を強めていったのである。これはルール黒炭供給を行なうシュティンネス等の石炭鉄鋼独占資本家層の R. W. E. における一定の後退を示すものであった。

II 戦後の国家コンツェルンの形成

帝国主義戦争での敗北によって、ドイツ金融資本は、政治危機と同時に、戦時に蓄積された諸矛盾の露呈として、国債の累積による膨大な債務と連合国側に課せられた莫大な賠償義務とをもって財政危機に直面したのである。この章では、1919年より23年までの時期、即ちインフレーションとそれによる国債等の短期日内の解消、及び独占資本の支配体制の再編成の時期、あるいは戦後の世界市場再分割と世界資本流通体制再編とドイツの「財政経済管理の体制」とをめぐる帝国主義国間の賠償問題における闘争の時期において、戦時よりひきついで新しい型の国有企業がどのように展開、波及していくかを明らかにする。

第1に、「実物賠償」によって莫大な石炭と化学製品を連合国に引渡し、又占領地域の喪失と領土割譲によって、政治的不安とインフレーション、為替低落による輸入困難の中で、石炭・軽金属等の原料資源の欠乏を招き、戦時につづいて原料資源の問題がドイツ金融資本にとって重要な問題となった。ルールとともに石炭鉄鋼生産の統一体を形成していたと言われるアルサス・ローレーヌ

10) ヨングハウス、前掲書、17頁。

(仏に還付)・ルクセンブルグ(関税領域から分離)及び石炭生産のロートリンゲン、オーバーシュレージェンの割譲は、石炭、鉄鉱石、銑鉄、鉄鋼生産の縮少をまねいた。特に、地域的にルールとロレーヌでの統一体を支配の基礎とした石炭鉄鋼独占資本家層の支配体制は、これによって大きな変動をうけたのである。「そのカルテル組織もまたロレーヌの諸企業を重要な構成員として含んでいたのであるが、敗戦によるアルサス・ロレーヌの分割によって困難な再編成の努力を行なわねばならなかった」¹⁷⁾ のであり、原料資源の欠乏は、賠償等の巨大な課題を前にしたドイツ経済の復興のための原料関連産業の再編と「合理化」のみならず、独占資本の支配体制の鋭い再編成を導かざるをえなかったのである。

第2に、これに加えて、戦後には、大戦時の技術革新を契機として新しい産業部門が各国金融資本の戦略的産業として発展し、その面からの産業構造の改変がうながされた。即ち、航空機、自動車、電気工業の発達とそのための銅、アルミニウム、マンガン等の軽金属(原料)と電力・ガス・石油(エネルギー)の利用の急増であり、かつ諸化学合成品産業の隆盛である。例えば、窒素生産の発展、特に B. A. S. F. での合成窒素生産の発展が、化学産業の隆盛を象徴し、後の I. G. フェルベンの成立を導いたのである。

以上の傾向が、いわゆる「インフレ期のコンツェルン形成運動」と関連して、この時期の国民経済の再編成＝「合理化」を、独占資本の鋭い支配体制の再編・独占資本の激しい競争を通じて、「社会化」¹⁸⁾ 論の方向での「合理化」としてではなく、原料資源部門を中心とする産業再編成として展開させることになったと言える。この中で、戦時からの戦略的部門での国有化の拡大と「古い公企業」の株式会社形態、コンツェルンへの転換と「合理化」が、産業再編の拠点として進行していったのである。

1 拠点産業＝アルミニウム、窒素

17) 島田悦子「欧州鉄鋼業の集中と独占」昭和45年、37頁。

18) 関口尚志、ドイツ革命とファシズム「経済学論集」第34巻第2号、1968、41頁。

(1) 戦時の1917年には、アルミニウム産業に参加していた独占資本家層は、戦後における需要減退と国際的な独占企業との競争とを見込んで、アルミ精練工場の新設・拡張を宰相の認可の下におき、輸入を一商会にのみ限定していた。しかし、敗戦の諸条件がそれを不必要にし、逆にアルミ生産発展の条件を切り開いたのである。一方で、インフレが戦時の高い設備費による負債とコスト高の原因たる高い電力価格とを解消し、また黒炭から褐炭、更に水力への発電動力源の構成の変動と遠距離送電の発展により安価な大量の電力供給が可能となり、それとともに敗戦による国際的独占協定への不参加によって、国際的独占価格より低い国内価格を維持して競争力を確保している。また他方で、前述のような原料資源の喪失と為替低落による輸入低滞の下で、アルミ需要が急増し、産業における地位を高めたのである。

しかし、他方で戦後、当部門の国際的独占資本、とくにスイスのメイハウゼ

第1表 アルミニウムの世界生産 (1000 m. t)

	アメリカ	カナダ	フランス	ドイツ	スイス	イギリス	世界総計
1915	41.1	8.5	6.0	0	12.0	7.1	77.9
16	52.2	8.5	9.6	5.0	15.8	7.7	104.2
19	58.3	15.0	15.0	11.2	20.3	8.1	132.7
24	68.3	12.5	18.5	20.0	19.0	7.0	169.6

Donald H. Wallace, *Market Control in the Aluminium Industry, 1937*, Appendix F.; 佐藤定幸, アルミニウム産業発達小史, (一橋大)「経済研究」第17巻第2号, 1966年。

第2表 アルミニウム生産
と消費 (t)

	生産	消費
1913	1,000	13,600
1920	12,000	16,800
1923	17,000	22,300
1924	20,000	24,000

G. Günter, *Die deutsche Rohaluminiumindustrie, 1931*, S. 33.

第3表 アルミニウム価格
(独, 米国内)

(年平均, t当りドル)

	ドイツ	アメリカ (N. Y.)
1913	404.97	521.17
1919	771.02	708.56
1922	394.39	411.83

Guggenheim, a. a. O., S. 25.

と米国のアルミニウムカンパニー・オブ・アメリカ (Alcoa 社) は、30年代の発展の上に、戦時の拡大の中で巨大な利益をあげ、莫大な積立金と大きな競争力をもってドイツにせまり、またアルミの原鉱ボーキサイトの大半(国内採掘の10倍以上1922年)は、ドイツ産業の復活を阻止しようとする仏・伊等からの輸入に依存せざるをえない状況であった。

以上のような状況の下で、特に産業構造の変化によりアルミニウムの産業上の位置が決定的となったことから、国家所有の下へのアルミ生産の統合と拡大が、国際的競争の手段としても、ドイツ経済再建の拠点としても、極めて緊急な課題となったのである。対外的な競争手段の国家による掌握の意義は Alcoa 社の動きにおいて明確にあらわれている(後述)。

戦後の共和国大蔵省は、国の V. A. W., エルフトヴェルク, インヴェルクの 3 AG への参与を引継いだ。大蔵省は、「すでに非常に強い参与から見て、比較的小さな手段でこの能率のよい将来性のある産業部門の全生産を自己のものとする事ができるということを確認」¹⁹⁾し、参与する私的企業の株式の買収 (Verstaatlichung) を行なっていった。私的企業は、当初拒否していたが、結局「激しい国家官庁の圧力に服従して」(メタルバンク社の言葉)²⁰⁾ 参与を放棄したのである。まず、1919年の新契約によって、メタルバンクとグリースハイムの V. A. W. 株を買い上げ (14,4百万M株式の買上げ、25%価格の10,6百万M株の支払金の返済)、逆に 2 企業には V. A. W. の営業に対する幅広い協働を保証し、毎年の報酬と国家消費以外の専売権が与えられた。その後、国家はこの協働を停止した。その上で「生産を能率のよい収益性のある工場に集中するために」²¹⁾、ルムメルスブルグとホルンの両工場が停止され、ピッターフェルト工場を上記両会社に売却した。同時に、R. W. E. とギウリニ兄弟会社から株買上げが行なわれたエルフトヴェルク AG は、全株が大蔵省から V. A. W. に移されて統合されている。このようにして基盤を確立した V. A. W. は、

19) Guggenheim, *u. a. O.*, S. 20.

20) *Ebenda*, S. 20.

21) *Ebenda*, S. 21.

原料安定と加工部門の確保のために参与による拡大を行ないコンツェルンに発展していったのである。即ち、①シュティンネス・コンツェルンの銅生産会社の全株(A. V. W. とその子会社エルフトヴェルク AG で分割)、②アルミ圧延工場獲得のため鉄・金属工業 Gm bH の50%、③V. A. W. の礬土を化学的に加工する化学製作所ブラウنشユヴァイク・オカー AG に参与、④圧延板からアルミ箔を製造するため、ヴォルフ・ネッター会社とともにライン板金 AG (グレンブプロイヒ) を設立、⑤他にモーター会社、販売会社、第1バナジウム製造会社等に参与していったのである。以上の過程の特徴は、まず、戦時からの私法的会社が、それぞれ独立し、かつ別々の私的資本と結合して大蔵省の管轄下にあり、経営は大幅に私企業の手へ委託されていて経営・生産での相互の統一性が弱かったが、これをまず私的企業から切離して再編成して当部門での国家の経済的活動を合理化し、戦後の新しい段階における発展の基礎をつくったことである。即ち、私企業から大蔵省への株の買い上げ、大蔵省から V. A. W. への譲渡、V. A. W. の下での再編成と経営・生産での統一性の確保、持株会社としての V. A. W. の参与による拡大という中で、国家資本の「株式参与」の形態、私法上の株式会社の国有企業(持株会社)形態が、当時のインフレと財政危機の状況の下で、経済的・生産技術的関連での統一性を保持しつつ、いかに「流動性と経済的諸関係の持続的な変換への適応能力」²²⁾を持つかを示したのである。また、アメリカのアルミニウム産業の1社独占を行ない、戦後、他の独占企業と同じくヨーロッパに進出を図った Alcoa 社は、V. A. W. への資本参加を企図して失敗しているが、それは「V. A. W. が国有会社であり、外資の参加を拒否するドイツ政府の意向が強かったからである。」²³⁾ Alcoa 社は「ヨーロッパのアルミニウム産業の牙城フランス」をはじめスイス、ノルウェーに進出し、ボーキサイト鉱床、水力発電資源までも買収する状況であった²⁴⁾。ここでは、国有企業が、ドイツの強力な対外的競争手段として機能しているこ

22) Staudinger, a. a. O., S. 47.

23) 佐藤定幸、アメリカ・アルミニウム産業発達小史、「経済研究」第17巻第2号、1966、133頁。

24) 同上、133頁。

とが指摘しえよう。

(2) 窒素部門でも同じ発展の傾向が見られる。敗戦によって、窒素の原料である硫酸アンモニウムが実物賠償で引渡され(1922年までの総計約7.5万トン)²⁵⁾、オーバーシュレージェン割譲によりヒョルゾウ工場が喪失した。しかし、戦前ドイツの独占的地位をひきつぎ、窒素部門は新興の化学産業の拠点として発展し、I. G. ファルベン・コンツェルンの発展の基盤をつくったのである。

第4表 ドイツにおける窒素生産グループ

	グループと会社	t 純窒素
1	I. G. ファルベン工業コンツェルン	862,000
2	ドイツアンモニア販売連合 Gm bH	200,000*
3	バイエリッシェ窒素企業 AG	90,000
4	コークスヴェルケ・ヒューミッシュェファブリク AG	6,000
5	ドイツガス工業経済連合, ガスコークスシンジケート AG	6,000

Grossmann u. Weicksel, *Die Stickstoffindustrie der Welt*, S. 57. *1930/31

ヒョルゾウエ工場は、ポーランドの国家所有に差押えられたが、ピーステリッツ工場は大蔵省に移譲され、中ドイツ窒素企業 AG に転換され全株が国家所有となった(1920年, 60百万M)。またバイエリッシェ窒素企業 AG (ドイツ銀行系) と国との共同で設立されていた水力発電設備とカーバイド工場(ハルト)は、国家に移譲された後に、バイエリッシェ発電所 AG に転換されている。バイエリッシェ窒素企業 AG は、その代りに経営権とカーバイドの優先購入権を獲得している。この国有の2AGは、安い水力エネルギーによるカーバイド生産で結合していた。

ところで、戦後の世界の窒素生産は、合成窒素生産が飛躍的に拡大し、チリ硝石、アンモニアによる生産を追いぬいていった(第5表参照)。ドイツの合成窒素生産のうち石灰窒素製法は私的3会社と中ドイツ窒素企業 AG (5社で占める割合39%) が独占し(他の合成窒素生産では、合成アンモニア製法2会社、アーク製法2会社)、ここでの国有企業は後の窒素シンジケート形成に参加し、独占体制

²⁵⁾ H. Grossmann, *Stickstoffindustrie und Weltwirtschaft*, 1926, S. 58 f.

第5表 世界の窒素生産と消費 (1000 t 純窒素)

(生産)	1909/13	1926/27	1928/29
チリ硝石	400	200	500
アンモニア	210	310	405
合成窒素	25	735	1,100
全世界生産	635	1,245	2,005
全世界消費	611	1,339	1,885

Grossmann u. Weicksel, *Die Stickstoffindustrie der Welt*, S. 28.

に国家的性格を付与している²⁰⁾。

以上のアルミニウムと窒素の生産において直接生産過程で大量の電力を必要とすることから、安価な大電力供給の発展が導かれざるをえなかった。

2 電気部門への波及

すでに述べた戦後の石炭不足から火力・蒸気力から電力・ガスへのエネルギーの転換、電力の動力用消費の増大、窒素・アルミニウムにみられる電気化学工業の発展が、戦時につづき、大電力供給とそのための電力供給の「経済化」を要請していった。電気部門の「合理化」は、黒炭から褐炭・水力への移行(第6,7表参照)、自治体の諸発電所(「古い公企業」)の集中再編を通じ、主にアルミ、窒素の国有企業への安価な電力供給を契機にしつつ高圧遠距離送電網の建設によって行なわれた。これをもとにしつつ、ドイツのエネルギー構造の転換を通じて国民経済の再編成=「合理化」が押し進められたと見ることができる。

第6表 発電原料の推移(公的生产での割合%)

年	石炭	褐炭	水力
1913	63.3	23.0	11.6
1922	48.3	41.2	9.7
1929	41.0	45.1	13.3
1933	33.5	47.7	18.6

Carl, Krecke, *Die Energiewirtschaft im nationalsozialistischen Staat*, S. 43.

20) *Ebenda*, S. 59.

第7表 ドイツのエネルギー生産と消費 (t1000)

	1413		1926	
	生産	消費	生産	消費
石炭	190,109	157,919	145,296	110,025
褐炭	87,233	91,680	139,151	141,087

J, Neubauer, *Die Strukturveränderungen der deutschen Kraftwirtschaft seit dem Ende des vorigen Jahrhunderts*, S. 34.

(1) 高圧遠距離送電は、前出のエレクトロヴェルケ AG の Cholneヴィッツ工場とベルリン都市発電工場との間の、アルミ生産用電力供給を契機にした高圧送電線の建設に始まる。ところが、石炭の不足、ベルリンでの照明・動力用消費の増大、他方でのアルミニウム工場の生産拡大、電力需要の増大の中で、国家はまずエレクトロヴェルケ AG の褐炭発電工場からの高圧送電を行ない、つづいてニーダーラウジッツァー発電所 AG (ブラン・ボーヴェリ・コンツェルン系) に参与してそのトラッテンドルフ発電所とそれに結合した褐炭坑を確保し、これと V. A. W. のラウター発電所とを統合して中部ドイツ発電工場を設立したのである。これによりラウタートラッテンドルフーベルリンの高圧送電線網が建設された。更に以上の参与を統合して、新たに国有エレクトロヴェルケ AG を設立し(1921年)、これを軸に国有の電気コンツェルンを形成していった。他方東プロイセンでは、プロイセン州国家が公有の諸発電施設を遠距離送電網の建設を通じて統合しつつあったが、共和国政府はこれに参加して、3子会社をもつ東プロイセンヴェルケ AG を設立したのであり、前者と合せてここに2大国有電気グループが建設されたのである。Dr. Windel („Deutschen Bergwerkszeitung“, 1925) の指摘するように、1913年以降の電気経済は「大発電所」期であり、「急速な生産拡大、特に戦後のそれと、更に石炭不足が多くの産業に対し公的な電力供給に連携するのを誘発した」²⁷⁾ のであり、各種の公的

²⁷⁾ Johannes Neubauer, *Die Strukturveränderungen der deutschen Kraftwirtschaft seit dem Ende des vorigen Jahrhunderts*, 1934, S. 16.

発電施設の再編合理化と統合にとどまらず、遠距離送電網を通ずる産業再編が遂行されていくのである(第8表参照)。

第8表 各産業の原動機と電気モーターの使用馬力の増加
(100%)

工業グループ	1895比の1907	1907比の1925
機械工業	695	322
化学工業	231	346
紡績工業	170	57
製糸業	202	129
皮革業	256	182
製材業	196	172
	164	69
建築業	342	203

J. Neubauer, *a.a. O.*, S. 31.

(2) R. W. E. コンツェルン

1920年の増資においてクルップ、アーヘナーバルクパウ連合が参加し、特に、諸自治体のグループが新株で多数を獲得するにいたった(共和・大蔵省は2%参与)。州、自治体は、戦後の財政改革による税収の圧迫、賠償公債引受けとドーズ案による国家交付金の削減により財政危機をもちにうけ、また資本家側からの安定した安価な電力供給の要請の中で、相次いで「古い公企業」の発電施設を株式参与の見返りに R. W. E. に売却し、R. W. E. はそれらを整理再編していったのである²⁸⁾。戦後の財政危機と資金不足、特にインフレーションと連合国の「財政経済管理」の下では、R. W. E. の資金調達、公共体の公共事業債(外債)発行に依拠し、公共体が戦前の「シュテインネスの銀行家」²⁹⁾の役割を新たな形(外債による外国資本の調達)で継続したのである。R. W. E. 自身も、その公的性格を背景として有利に外債発行を行ない資金を調達した(3回のニューヨーク債)。ここで重要なのは、戦後の資金不足を外資導入によってまかなったドイツにおいて、賠償義務と表裏をなす共和国・州・自治体・公企

²⁸⁾ J. Asriel, *Das R. W. E.*, 1930, SS. 213-215.

²⁹⁾ *Ebenda*, S. 209.

業の長期外債の発行が重要な意義をもったことである。長期外債の引受けは、その77%強がアメリカ資本によりなされ³⁰⁾、外国資金は引受けと同時に、自己の資金回収と賠償支払確保のため公企業の私経済的経営への転換（「自主化」・「合理化」、それを通ずる産業再編を要請した。また他方で、ヨーロッパを席捲した外資、特にアメリカ資本に対してドイツは、経済上の必要性からと平和条約の規制とから法律上の対応が行なえず、民間の自衛策にゆだねられていたが³¹⁾、V. A. W. その他にも見られるように国家の外債と国有企業も、一種の産業保護の役割を果たしていたのである。

R. W. E. は、シュティンネスの死(1924年)とともに監査役会に「公共利益」の代表(自治体の首長)、電機資本家、工業の電力消費者及びドイツ、ドレスデナ、ダルムシュタット、ディスコントの四大銀行の代表が席をつらね、議長は合同製鋼の総支配人フェーグラが坐り、ドイツ電気経済の1つの「自治組織」³²⁾(国家独占的協定の組織)となったのである。

(3) すでに述べた以外にも、州、自治体の「古い公企業」(発電所)の再編「合理化」と集中は、次の方向でもなされた。諸自治体が発電所を統合・整理して合同電気工場ヴェストファーレン G. m. b. H. を建設し、後に株式会社化している。これは完全公有だが、経営管理には私的独占資本家が参加している。設立の目的は、諸自治体が、第1に私的大購買者への供給保証、第2に自治体の財政的必要、第3にアメリカの資本供給者の収益条件を受入れるためとされている³³⁾。プロイセンにおいても1927年に27の子会社と70の発電所をもつ発電部門中心のプロイセン・エレクトラ AG コンツェルンが形成されていったように、上記の傾向(3の要因)は、他の自治体の公企業の株式会社形態への転換と「合理化」に共通に含まれていたのである。

以上の共和国の電気コンツェルンとプロイセン、バイエルン両州の電気コン

30) 加藤栄一、ヴァイマル期ドイツ資本主義の構造と運動、「社会科学研究」第16巻、60頁。

31) 日銀調査局「ドイツインフレーションと財政金融政策」昭和21年、実業之日本社、284-288頁。

32) J. Asriel, *a. a. O.*, S. 215.

33) *Ebenda*, S. 233-236.

ツェルンを中心に、転換、「合理化」された諸自治体の電気会社を統合して、「ドイツ電気経済の技術的経済的統一とそれの合理化を容易ならしめるためのあらゆる方策を行なうために」³⁴⁾、屋根会社「ドイツ電気経済株式会社」が1928年に設立されている。いわば、反古となった「電気経済社会化法」の「水平的自治組織」の実現と言えよう。

3 V. I. A. G. の成立

プロイセンでは、先のプロイセンエレクトラ AG 以外にも、石炭・鉄鋼での「古い公企業」の株式会社への転換と持株会社への統合が行なわれた。即ち、1923年にプロイサーク（石炭—鉄鋼）、1927年ヒベルニア AG（16子会社、石炭—鉄鋼）が設立され、安定期の「合理化」運動の中で参与を拡大しつつ、1929年にはこれらの株保有を統合してコンツェルンのコンツェルンたる V. E. B. A.（65会社の持株会社）を設立し、統一的で行政から「自立」した経済管理を行なうことになっている。

同じく、1924年には、窒素、アルミ両グループ、電気等を含む諸国家コンツェルンの屋根会社 V. I. A. G.（合同工業企業 AG）が設立された。窒素、アルミ等のグループはコンツェルンの形で持株会社の下に統合されて「自主化」していたが、各グループ毎に大蔵省の第1部局の下に管轄されていたのである。第1部局は解体され、大蔵省の編成替え（Schatzministerium から Finanzministerium に）にともない、全てのグループの国家所有の株式は、この V. I. A. G. に移され、「コンツェルン」が成立した。ここに第1次大戦より現在に至るドイツ国有企業の特徴ある形態の出発点が完成したのである。この V. I. A. G. の監査役には、5大銀行の頭取とクレックナ（クレックナー・コンツェルン）が席を占め、ドイツ金融資本の経済「合理化」の拠点となっていたし、特に、コンツェルンの機関銀行たるライヒス・クレジット AG の監査役には、ドイツ金融資本の産業的背骨たる2大連合トラスト（I. G. フェルベンと合同製鋼）の代表、シュミット、フェーグラールが席を占めている³⁵⁾。このライヒス・クレジット AG

34) Staudinger, a. a. O., S. 64; ヨングハウス, 前掲書, 19頁。

は、コンツェルン内の金融的操作と均衡を図ったのみでなく、外債・外国での信用の獲得を容易にしつつ、それをもとに私的大企業、大銀行とのみ取引を行なう位置にあった。このような V. I. A. G. の形成は、経営「合理化」と財政政策、産業再編政策での「流動性」「適応能力」を示す株式会社形態の国家コンツェルンがドイツ金融資本の拠点としての「国家独占資本」であることを示している。

む す び

賠償と関連してドーズ案による「外国経済への貨幣創出権の引渡し」³⁵⁾を中心にした連合国の「財政経済管理」下におかれたドイツ経済においては、国家コンツェルンが、ドイツ金融資本にとって復活をめざす拠点の1つであったと言える。それは、特に、以上の分析においても示したように、外国資金の調達と重要原料資源部門の国家による確保、そこでの再編「合理化」を通ずる産業再編成の遂行という意味において考えられよう。このような視角からのドイツの国家コンツェルンは30年代を経て、第2次大戦から戦後西ドイツにおいてどのように展開するか、その意味から国有企業と帝国主義相互の競争、財政危機、「財政自主権」³⁷⁾との関係が、今後明らかにされなければならない課題であろう。

35) 東亜経済調査局、前掲書、5-6頁、11頁。

36) Ernst Wagemann, *Wo kommt das viele Geld her?*, 1940, S. 56.

37) 坂井昭夫、援助と「財政自主権」、『経済論叢』第106巻第4号、参照。